

東京電力（株）福島第一発電所における事故等への原子力安全委員会の対応について

原子力安全委員会事務局

標記に関するこれまでの原子力安全委員会の活動をご紹介します。

1. 原子力安全委員会は、緊急時に備えて予め任命している専門家（緊急事態応急対策調査委員（総勢 40 名）等）を適宜招集し、今回の事故に関する、情報の収集・分析を行い、国、地方公共団体等が行う応急対策に関し、技術的な助言等を行う体制を整備し、
 - ①原子力安全・保安院等の関係機関に対しても必要に応じ、技術的な助言を連続的に行うとともに、
 - ②文部科学省が行う原子力発電所敷地周辺から更に外側のエリアにおけるモニタリング結果についての評価も担当しており、毎日々刻よりプレスに対してブリーフィングを行うなどの情報発信を積極的に行っています。
2. 原子力災害対策本部への原子力安全委員会委員長等の出席とともに、総理、官房長官、関係大臣等への技術的な助言等を継続的に行っています。

具体的な活動内容については、以下に記載したとおりです。

（1）経緯

3月11日 14：46 地震発生
15：42 原災法第10条通報
16：36 同 第15条通報
19：03 原子力緊急事態宣言発令
4月4日 原子炉等規制法に基づく事故故障等の報告
主務大臣への報告（同法第62条の3）
原子力安全委員会への報告（同法72条の3第2項）

（2）原子力安全委員会の対応

①総理、官房長官、経済産業大臣、総理補佐官、官房副長官等への助言

原災法に基づく原子力災害対策本部第1回会合開催以降、総理、官房長官、経済産業大臣、総理補佐官、官房副長官等からの求めに応じ、連日・常時、委員長他が、直接、説明及び助言

②緊急技術助言組織による助言

事故発生後、直ちに、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第22条の2に

規定される緊急事態応急対策調査員を招集（発令者の中から順次数名が事務局に常駐）し、現地対策本部・関係自治体他からの要請に応じ、種々の事項について助言

緊急参集チームの協議結果を踏まえ対応。一部の助言については、現地対策本部、官邸ホームページ、各府省広報等を通じ公表

③緊急時環境モニタリング結果への評価及び公表・記者会見（毎日）

文部科学省他が実施するモニタリング結果について評価を行い、関係府省に提供し、その結果をホームページで公表するとともに原子力安全委員が記者ブリーフィング（毎日：原則17：00から）を行っている

なお、SPEEDI を利用した限定的な事後評価の一例の試算も公表（3月23日）

④その他

- ・食品、飲料水等の出荷制限、摂取制限等の措置にかかる助言

野菜、牛乳、水道

海魚類

- ・モニタリング計画に対する助言

陸域（対象地点、空間線量率、土壌、ダストサンプリング等）

海域（対象海域、表面及び下層水等）

空域（対象地域、高度、測定項目等）

- ・避難、屋内退避区域等における活動制限に係る助言

学校、農作業

- ・低レベル廃液の海中放出に係る助言

- ・スクリーニング及び除染の基準・方法

- ・安定ヨウ素剤の必要性・注意点

- ・緊急時作業についての対策

等

(3) その他の活動

- ・外務省主催の在京外交団説明（原則毎日）及び外国人記者ブリーフィング（官邸内会見等）へも英文資料の提出及び説明要員を派遣
- ・米国 NRC、米国 DOE、IAEA 専門家、仏専門家等との技術的打合せ等に参画